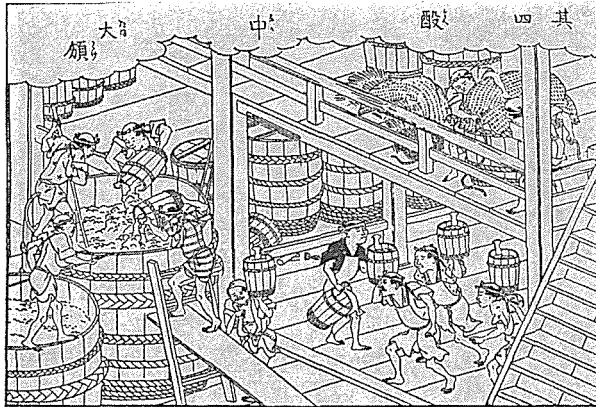


第四章 近世社会の変容



酒 造 釀 中 図 (『日本山海名産図会』)

- 第一節 幕政と藩政の改革
- 第二節 近世後期の兵庫津
- 第三節 村政と民衆運動の展開
- 第四節 農業と鉱工業・漁業の発展
- 第五節 酒造業の発展
- 第六節 近世後期の海運
- 第七節 農村の生活と文化

第一節 幕政と藩政の改革

1 寛政から天保へ

寛政の改革
將軍吉宗の改革は享保元年（一七一六）に始まっているが、その七一年後の天明七年（一七八七）

六月、老中となった松平定信の手で幕府政治の改革が始められている。翌々天明九年は曆の改まった一月早々に改元され、寛政と改められたので、世に「寛政の改革」と呼びならされている。そしてさらにその五四年後の天保十二年（一八四二）、老中水野忠邦による天保の改革が始まる。それから数えて一二年後にはアメリカ使節ペリーの軍艦が浦賀沖に来航、日本人の「泰平の世の眠り」を目覚めさせ、時代は「幕末」へと入っていく。

吉宗は將軍にあること三〇年に及び、改革政治も三〇年の長きにわたったが、定信の在任期間は六年（寛政五年七月まで）、忠邦にいたっては改革のはじまる前天保五年にすでに老中に就任しているが、改革に着手した同十二年から数えるとわずかに二年余り（天保十四年閏九月まで）である。「政権の座」でいえばその期間には、享保・寛政・天保と時代を下にしたがって、短縮されている。それは政権の座にある者が將軍か老中

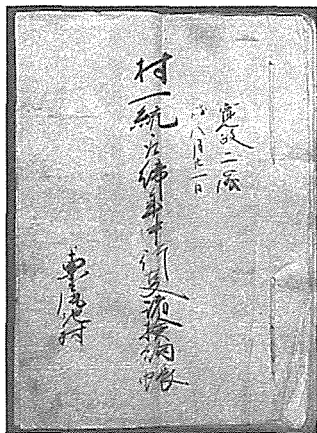


写真 106 寛政2年東尻池村
一統取締年中行事
諸俵約帳 (表紙)

であるかによっても異なるが、同時に水野忠邦が三方領地替や上知令の失敗によって老中の座を退いているように、時代の流れに棹さすことの難しさが増したことにもよる。

さて天明飢饉のさなか、七年五月に起きた江戸の大打ちこわしという「追風」を受けて老中首座となった定信のもとで、七月「庶政を享保の制に復す」ことをスローガンに改革政治が始まった。明くる八年一月、定信は江戸本所吉祥院歡喜天に米穀の安定融通と人心の安寧を願い、「御威信御仁恵下々ニ行き届く」ように自分はもちろん、妻子の生命をかけて必死に心願するとの悲壮感溢れる願文を奉納している。

このような定信の登場を、世間は大きな期待をもって迎えた。天明八年六月、定信は諸国巡見の途次大坂に立ち寄っているが、この時大坂にすむ狂歌好きな人物が彼に画賛して

よきに似よあしきになるなへて世の、人の心の自在鍵なり 定信公

との歌を詠んでいる。さらにこの人物は、翌九年の改元に際しても次の歌を詠んでいる。

天明の九はあらためてきさらぎや、是からゆるり寛政の民 (近來年代記)

改元に際し縁起を担ぐのはよく行われているが、「是からゆるり寛政の民」には、飢饉のつらい経験をした人間の切実な思いが込められている。多くの人々の願いであつたらう。

改革の基調

と代官肅正

飢饉による米価の暴騰は、徹底した酒造制限令の効果もあって彼の祈願にこたえるように漸に命ぜられている。また天明八年三月大坂の銀・銭小貸会所の停止をはじめとする施策によって、田沼政権のもとで膨張した金融の引締めを企てている。それは「凡そ天下の政、金穀の二つあり（中略）金穀の利柄、上にあらざれば天下乱る」との定信自身の強烈な認識の現れであり、その著「宇下人言」にいう「金穀の柄、上（幕府）に帰し候事」とする施策の実行であった。しかしそのためには政策実現の裏付けとしてかなりの資金が必要であったが、当時の幕府にはそうした財政的余裕がなかった。そこで幕府は江戸の豪商一〇名を勘定所御用達に登用し、彼らの資本とすぐれた商業知識を利用してゐる。

また農村に対しては改革期間中、三度も旧里婦農奨励令を出し、江戸から地方農村への「人返し」による農村労働力の確保と本百姓体制の再建を企てた。さらに農民への資金供与として「荒地起返并小児養育御手当」を名目とする公金貸出策を、諸国の代官を通じて実施し、寛政末年にはその貸付高は約一五万両に達している。ここでも幕府はその財源の不足を各地の「身元丈夫」な百姓・豪農に求め、彼らに一割前後の利息をつけて公金を貸し付け、その利金を活用するといったシステムがとられている。

このような代官行政を展開する前段階として幕府は、大規模な代官・手代の肅正を断行している。その数を代官でみれば、定信の老中在任中には一人にのぼり、当時の幕府代官所の数が五〇余であったことから考えると、その五分の一が何らかの形で処罰されたことになる。その一人青木楠五郎紀明は、天明七年十二月二十四日、勤務不良を理由に職を奪われ、翌八年六月六日に八丈島に遠流されている。彼は祖父安清の跡

を襲って明和四年（一七六七）代官となり、安永七年（一七七八）には、尼崎藩領が上知された際の代官である辻六郎左衛門にかわって大坂代官となっている。当然西撰の幕府領農村をも治めた人物であるが、着任一〇年にもならぬうちに職を奪われている。処分の理由は「さきに貢銀をもってしばらく私用につかひ、これを償はんがために村々より用金を出させ、あるいは租税を先納せしむといへども終に負銀数多に至る」とのことである。要するに代官の使い込みであるが、その埋め合わせのために用金を強制された村々が市域にも入っているだろう。

青木処分の記事を地元の史料で探してみると果たせるかな、御影村の書継記録のなか（天明七年条）に、次のように出ていた。

十二月二日江戸表より御奉書到来仕り、青木楠五郎様元締三人綱乗物にて江戸へ御召、並に用達河内屋彦右衛門もとう丸かごにて江戸へ下る

代官所元締と用達が、江戸に召喚されたのである。日付をみれば、青木免職の二二日前である。江戸での取り調べの上、処分があったのだろう。その理由は記されていないが、前年の記事に気になる箇所がある。それは田沼意次の家老井上伊織の一行が金毘羅参詣の途次、摩耶山と布引の滝を見物したあと兵庫津に投宿したが、この時青木の手代が揃って馳走したというのである。そのほか諸大名からの献上物がおびただしかったとも書いている。田沼の権勢を物語る挿話である。青木が田沼に擦り寄ろうとしていることは見え見えで、おそらく彼は親田沼派だったのである。だとすれば田沼が失脚して（天明六年八月）青木が安泰なはずがない。その結果いの一に綱紀肅正の的となったのだろう。



写真 107 天明8年巡見時の魚崎村嘆願書（部分）

定信は後年この時の代官処罰にふれて、「すでにその黜罰せらるるもの酉年（寛政元）のころは一年に五十八余に及びけり」と回想しているが、改革の「激震」は市域幕府領の村々にまで及んでいた。

天明巡見 ところで改革期における大量の代官処分の引き金になったのが、**天明の派遣** たのが、天明八年の巡見使派遣である。天明八年一月、

老中に就任してまもない定信は、京都の大火によって炎上した皇居の復興対策をかねて上洛、その後も民情視察のために京都から奈良・伏見・大坂などを巡見した。大坂の儒者中井竹山を招いて学問や時務について諮問したのもこの時である。ところが定信の上方滞在中の四月、諸国巡見使が派遣された。前年四月に家斉が十一代將軍の位についており、將軍代替りごとの派遣という形式を踏襲したのだが、この天明巡見使はその形式には納まり切らぬほどのように大きな意味をもった。

それは後述のように、今回の巡見使を迎える史料が各地によく残されていることであり、また巡見使にあてて差し出された村々の願書が多かったという点である。それだけ巡見使派遣による民情調査が徹底し、また民衆もこの巡見使たちに何がしかの期待感をもって接したというのであろう。改革政治の第一手を語るにはふさわしい巡見使の派遣である。

市域を含む五畿内筋を担当した幕府領巡見使は、御勘定遠藤六大夫・支配勘定松原八左衛門・御徒目付三宅権九郎の三名であるが、その廻村に先立ち八年四月、一ニカ条の指針が村々に布達されている。その内容は巡見使を迎えるにあたっての注意事項であるが、第一条に「勿論百姓共訴訟之事も候はば、少しも差控えず、訴状を」もって申し出るようにと、積極的な農民の告発を認めている。その姿勢は巡見使役人にも徹底し、遠藤ら三名の連名で五月、八部郡幕府領村々にあてられた触状でも「諸願などこれ有る者は、少しも差控えず、我等共相通り候道筋へ訴状持参」して差し出すようにと強調している。「言路ふさかり候ては、御為にならず」とする定信の信念を、農民にまで徹底させようとする姿勢の現れであろう。

巡見使が村々で調査したのは、(1)切支丹類族の有無をはじめ、(2)高札場数、(3)近在で聞えた孝人の有無、(4)郡村名、(5)鉾山の有無、(6)御料林の所在、(7)飢人の有無、(8)人別改めが毎年行われているか、(9)御朱印寺社、(10)荒地、(11)御預け人、(12)巢鷹の有無、の一二項目である。飢人調査は天明飢饉の後遺症を調べるものであり、後年の夫食貸付や閉米政策と関連する調査である。また新旧の荒地の調査は、公金貸付による荒地開墾を目指しているのはいうまでもない。さらに孝子調査は、全国の善行者を表彰記録した幕府の「孝義録」編纂につながるものであろう。儒者柴野栗山の建言によるもので、寛政改革の人民教化政策を代表するものである。

八部郡の村々では巡見掛りの惣代を決め、その下で対処を協議し、尋問事項への回答が用意されている。同じころ尼崎でも大庄屋が先の尋問事項への回答を用意するとともに、もし尋ねられればとして本田高、新田高、年貢率、伝馬、酒造高、家数、人数などをメモしている。こちらは先の幕府領巡見使でなく、諸国巡

見使の方で、尼崎藩にも立ち入っている。

巡見使は播磨から摂津に入ったようで、先触によると六月三日神吉、四日高砂、五日明石、六日兵庫津、七日西宮にそれぞれ宿泊する予定であったが、実際に兵庫に泊まったのは六月十一日。翌十二日には白川村での記録の表現を借りると八部郡村々を「御機嫌能」く通過している。

この時、八部郡村々からも巡見使への訴願があった。魚崎村では九カ条にわたり難渋の趣を書き連ねているが、「先年御私領の節も、年々立毛(作柄)の善悪に応じて検見の上、年貢率引下げが認められていた」と記していることからみて、減免を願っての出願であろう。また度重なる酒造減石令や不漁によって肥料代が高騰して難渋している旨も訴えているが、これは河内国での訴願にも認められる。『大阪府史』(第六卷)によると、河内ではこのほか田方木綿作への年貢賦課、手余り地、宿駅・助郷の負担などについて出願が相次いでいる。また飛驒国幕府領では郡代大原亀五郎の不正を三郡村々が共同して訴え、それが奏功して郡代大原は江戸に召喚のうえ取り調べられ、大原は流罪、元締・手代は打首といった厳しい処分が加えられている。農民の訴えによる悪代官の処分という結末は、今日テレビ時代劇にも好んで取り上げられる手法であるが、それだけに始まったばかりの寛政改革を、民意にかなったものとして評価する風潮を生み出すのであろう。白河楽翁公定信に対する「名君」としてのイメージは、このような施策に負っている。

だがこの定信政権に対しても「文武々と夜も眠れず」との反発が起き、先述した植崎九八郎に至っては田沼と「同病」と論難している。それでも在任六年は後世の評判の割には短いといわざるを得ない。

ここにふれた農村対策以外にも、改革期には都市や酒造業・絞油業といった市域に顕著な発展をみた産業

部門に対しても新たな政策展開がみられた。また彼の老中退任後も改革基調は継承され、蝦夷地改革などはむしろその後積極的に展開をみるが、それらについては後述の第二～六節で触れられている。

寛政改革と

改革期には代官の処分とならんで、有能な代官の積極的な登用が図られ、世襲代官や「目見

大坂代官

え」以上の代官昇進コースにある旗本以外にも代官への抜擢が行われた。小十人組から代

官となった竹垣三右衛門直温、徒組頭から登用された寺西封元、美濃郡代手代から抜擢された山口鉄五郎高品、それに儒者出身の岡田清助恕といった人たちがそれであり、改革期の地方行政を担い、「名代官」として後世に名を残した者が少なくない。

その一人竹垣三右衛門直温は天明六年越後頸城郡川浦代官の後、寛政元年七月大坂谷町代官に転じ、八月十一日着任している。御影村の記録も寛政元年の条に彼の名を記す。支配地は市域を含む摂津・播磨・河内の三国内七万四千石の幕府領村々である。彼の着任にさきだつ七月二十八日付の廻状は北野村ほか六カ村に対し、「この度自分の代官所になったので前任者大屋四郎兵衛から郷村書類などを請取った」ことを通知している。この間改革基調にあわせた農村行政が、西摂の村々でも展開されていくこととなるのである。竹垣代官所からの廻状によって、その様子を見てみよう。

その一つは風俗匡正である。当時竹垣代官が悪風として挙げているのは(1)隠売女、(2)博奕諸勝負、(3)遊興の三つである。売女は西国街道を擁するだけに、飯盛女も含めてその存在は少なくなかっただろうと思われる。ついで博奕については、三年一月鶴川貞兵衛なる人物がその吟味のため廻村している。村役人に命じるだけでは悪弊が絶えないとみて、直接代官所の者が乗り込んでいく。さらに遊興については村をあげての浄

瑠璃・角力（相撲）・操狂言などの遊興をきびしく戒めている。「村役人の注意も聞かず若者どもが我儘に興行を企て、近村へ廻文をもつて誘い、興行資金を集めているなどはもつてのほかで、今後もしあれば当人は逮捕し、村役人の落度とする」というものである（寛政元年十月）。ところがその舌の根の乾かぬうちに今度は、いくら博奕について嚴重に処分しても、村では「三日法度」のように思い、百姓家や小売酒屋で賭勝負をやっている、今後は昼夜五人組で村内を見廻れ、と指示するのである（寛政元年十二月）。関連して小売酒屋に対して販売数を月ごとに提出することを求めているが、住吉・二ツ茶屋・走水村以外は二〜三カ月に一度届けたり、最初だけ届けて以後は放置するなど、それも順守されていない、と嘆く。悪風の根絶は望むべくもないようである。

風俗匡正ではもう一つ、「孝義録」編纂につらなる善行百姓の表彰がある。寛政元年九月谷町代官はいつて忠孝の者、八〇歳以上の老父母のいる者を詳しく書き上げるように求めている。儒学に傾倒した定信の一面がよく出た政策である。

代官竹垣直

温の改革

その二は天明飢饉の教訓を踏まえた一連の対策である。まず貯夫食（食料を貯える）奨励がある。温の改革　り、竹垣は着任後そのシステムを変更している。すなわち前任者の時には高一石にいくらとあった基準で米麦を郷蔵に囲い置き、また菘・菰を織らせてその代銀を代官所に納めさせていたが、村々からそれでは難儀するとの申立てがあったのである。竹垣はそれに対し、人別に糶ならば一合五勺、それ以外なら麦三合を出すかどちらかにしてよい。菘・菰が難儀ならば、その旨報告せよ。また麦・粟・稗・大豆などの出穀が迷惑ならば、一丁葉、千大根その他海草などの「夫食の糧に相成」るものを出すようにと求めて

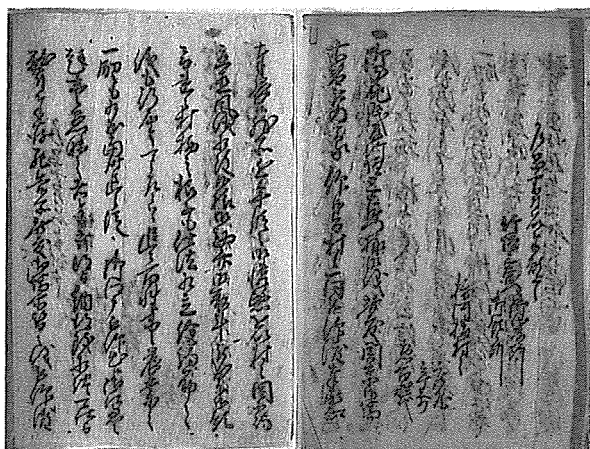


写真 108 代官竹垣三右衛門所替えにつき
撰河播村々願書控(部分)

いる。貯夫食の精神を活かして、現地の実情に柔軟に応じようとする姿勢がみてとれる。

関連して酒造統制の実施があげられる。この期の酒造政策については後述(五節)に詳しいが、酒造地帯を擁する代官として現地に臨む姿勢は厳しい。寛政元年八月には三分一減石令が実施されたが、十月二十六日には手代二名が西撰四郡(川辺・武庫・菟原・八郎)を巡見し、酒造家から提出を求めた書類(桶・酒造道具リストと米買入帳)を点検している。

さらに翌二年二月には手代二名が清酒改めのため、播磨方面から西撰に入っている。同年十一月には同じく手代が酒造仕込み見分のため大坂を出発、一人ごとに酒屋の酒造石数、桶・買入米元帳などを改めている。先の風俗匡正と並んで、代官所役人が積極的に現地に立ち入り調査しているのが目を引く。

代官行政の三つ目として勸農策があげられる。とくに農業に出精することを強調し、荒地開発を奨励している(寛政二年十月)。あわせて高持(地志百姓)に対して、小作人に耕地を預けることをやめ自ら手作し、その余分だけを小作に出すように求めている。本百姓体制の再建といわれる政策基調である。

最後に代官支配にかかわる行政機構の刷新がある。村政については無駄な出費を省くことを求めるとともに、村役人に対し年貢納入や村入用関係の資料を小前百姓に公開し、了承をとるよう勧めている。名主による不正のチェックを図ったものである。同じく代官行政にかかわっては掛屋・用達・納宿といった町人の担う中間機構が不可欠であったが、これも構造的な不正の「温床」であり、竹垣は大坂在任中に掛屋・用達については二年六月、納宿は三年五月と二度の処分を行っている。

もう一つの代官手代・手付という不正の温床があったが、竹垣自身手代の不行届のため大坂在任中一時謹慎を命じられている。先には支配地年貢米金の皆済が良好なため数度の褒美を受けた彼であったが、上手の手から水が漏れたのであろう。

竹垣は寛政五年伊奈半左衛門を更迭した後の関東郡代機構を担う一員として大坂を離れ、さらに九年には下野・常陸の代官として赴任、その地に二二年も在任することとなる。

2 天保の飢饉と改革

天保の飢饉

享保・寛政につづく三番目の幕政改革の立て役者水野忠邦が老中に就任するのは、天保五年（一八三四）のことである。松平定信の退任から四〇年が経っている。もちろん定信その人は、もうこの世にいない。世は將軍家斉の代である。八代吉宗も長期政権であったが、家斉はそれを上回る五〇年（一七八七～一八三七）に及び、家慶に將軍職を譲ってからも「大御所」として死ぬまで実権を握った。だか

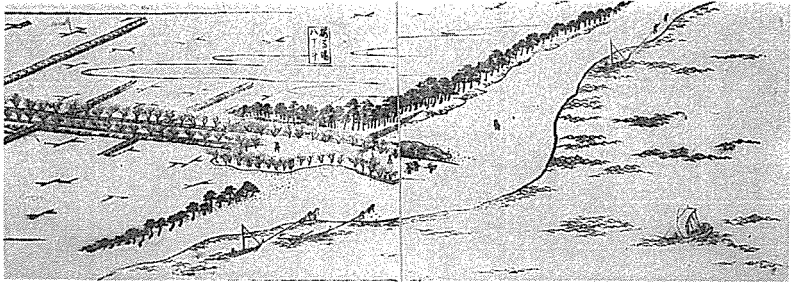


写真 109 神戸村付近生田桜馬場（『摂津名所図会』）

ら水野忠邦は老中に就任しても、改革に着手する天保十二年まで七年もの年月を送らねばならなかった。十二年の閏一月、大御所家斉が没することによって、改革のチャンスは訪れるのである。

しかし家斉の晩年、世情は天保の飢饉に襲われて騒然としていた。とくに天保四年以降各地で、米価高騰を背景とする一揆・打ちこわしが澎湃として起こっていた。近隣でいえば四年の加古川筋一揆の報は、おそらく地域の村々にも届いたことであろう。だが市域にはそのような兆候を見出すことはできない。一体市域の村々は、飢饉のさなかどのような状況だったのだろうか。幸い神戸村に天保七年の「諸事書上帳」が残されているので、それを手掛かりに眺めてみることにしよう。

まず冒頭に出てくるのは、素麵屋株と酒樽屋株の変更届である。十一月には酒造株の変更も行われている。ついで浜先で花相撲を興行するので認めてほしいとの願いが二ツ茶屋村から出されている。神戸・走水の隣村も支障はないと連帯して保証している。さらに二月には、これら三カ村は兵庫津に引き続いておるため船稼ぎの者を相手に「隠売女」のような行為をしている者がいるとの風聞があるが、そんなものがいけば村方の風儀にかかわるので早速、追放するようにとの代官の通達を受けている。いずれも

飢饉といった状況にはいささかそぐわない。

三月には、三カ村の氏神生田宮の正遷宮神事が五日間にわたり行われている。これにも飢饉の気配を感じないが、十一月には小前難波の者に対し村で粥を炊き、毎日粥施行を行っているとの記事に出合う。飢饉はやはり、他人事ではなかった。代官所へのこの時の口上書は、九月二十五日より施行をはじめ、その人数は四五〇〜六〇人であるが、米価高騰が続けばさらに増えるであろうとし、見通しとして来年秋ごろまで施行を続けなければならないだろうと記している。例年ならば秋に収穫された米が出回り、米価は安定に向かう時期であるにもかかわらずである。

食べる米に困っていても農民は、この時期になれば年貢上納の用意をしなければならない。神戸村ではどうにか八分通りには用意したが、二分はどうしても整えることができず、そこで買米をしようとしてその資金を村内の富商松屋五郎兵衛に頼むことにしていた。ところが代官所でも松屋の資金力に目をつけ、村々救助のため手当金の拠出を命じた。これでは松屋に頼ろうとする神戸村の思惑は、断たれることになる。そこで村役人一同して御城米全納のためにも、松屋への手当金を免除してほしいと願っている。同じく松屋も免除を願っている。そのかわり金五〇両を上納すると願っている。この出願が認められたのかどうか、結末は不明である。

飢饉の深　四年にはじまった凶作・飢饉は五、六、七年と長引くことで深刻の度を深めたようだ。神戸村
い爪跡　を含む谷町代官所の四郡村々（東成・武庫・菟原・八部）は五年に、代官所の許可をえて夫食米の
払下げを行ったが、その分は翌六年より五カ年賦で詰め戻しをはじめた。ところが二年目の七年、再度襲っ

第一節 幕政と藩政の改革

表 112 神戸村の家出青年 (天保7～8年)

届出人	届出			家出人	年齢	家出		
	年	月	日			年	月	日
升屋彦五郎	7.	7.	20	倅石松	19	7.	7.	7夕
灘屋甚蔵	7.	9.	12	倅太蔵	28	7.	8.	21夕
俵屋六郎兵衛 後家ちよ	7.	11.	4	倅武蔵	21	7.	10.	27夜
樽屋孫九郎 後家さな	7.	11.	4	倅久吉	25	7.	10.	27夜
山家屋安五郎	7.	11.	4	倅菊蔵	18	7.	10.	27夜
升屋佐左衛門	8.	1.	13	倅源蔵	24	7.	12.	28夜
宮屋安兵衛	8.	1.	13	倅利吉	22	7.	12.	28夜

資料：神戸市立中央図書館所蔵文書

た凶作のためにとても詰め戻すことが出来ないのが出来ないので、どうか一年おくれにしてほしいと願っている。天保八年二月三日のことである。断続的に襲う凶作や風水害に備えてその備蓄を幕府は全国の村々に奨励していたが、凶作の追い打ちで貯夫食は放出するばかりで、備蓄に手が回らなくなっている。村の公共的な施策が行き詰まれば、つぎは松屋のような富商や豪農に融通、援助を求めることとなるが、それも尽きて、もはや

夫食の手当ては一切なくなつたとして八部・菟原郡村々では天保八年三月、次のように出願している。村々では年来取引している兵庫津をはじめ西国街道の村々にある米屋へわずばかりの飯米(粃)を買求めに行つたところ、大坂町奉行所の命で嚴重な津留めが兵庫津をはじめ各地で行われており、一切売つてくれない。これでは生きにくいので、どうか他国はもちろん兵庫津からも自由に米穀が買えるようにしてほしい。

大坂町奉行所は七年十一月、新穀の入津にあたり買占めと他所積送りの禁止を命じ、十二月、翌八年二月にも重ねて触れている。大坂市中の米価高騰による民衆蜂起を怖れての措置であるが、それが市域の村々に米穀の購入先を狭めさせる結果となつていたのである。ようやく五月、豊作の妻が収穫され入津するのを見込んで自由な販売を認めているので、この時やっと津留めは解除されたのだらう。

この間二月十九日、大坂では大塩平八郎が門弟たちを糾合して蜂起している。

飢饉の影響は別の形でも現れていた。それは頻発する家出である。この時代家出人が出れば必ず役所に届け、三〇日のあいだ尋ね出さなければならなかった。ところが一カ月で判明することはほとんどなく、「探しましたが、判りませんでした」と届けられることとなる。こうして行き先はわかっていても探さないことが多いのである。「家出」の形をとった出稼ぎである。その家出記事が天保七年七月から八年一月にかけて七件もみえる(表11)。いずれも二〇歳前後の青年たちで、同じ日に示し合わせた形跡が濃い。おそらく大坂のような大都会へ、出奔して行ったのだろう。飢饉はこのように、青年を農村から都会へ走らせた。その結果、後年の改革のなかで「人返し」が励行されるのである。

天保の御 天保十二年閏一月、大御所家斉が没したが、その四カ月後幕府は政治改革を布告した。この時

料所改革

将軍家慶に提出したといわれる書面の中で水野忠邦は、「此度御改革に付、諸役所向の義旧弊

変洗、御取締り一際相見え候様御座なく候ては、御趣意相立ち難」と、まず幕府諸役所の機構と人事の刷新を強調する。長い間の胸腹の患いもいったん鳥頭・大黄の「激剤」を施さなければとても効き目がない、というのである。そして以後立て続けに改革令が發布される。儉約令や風俗匡正令がその第一弾であり、江戸菱垣廻船積問屋・十組問屋にはじまる諸株仲間・組合の停止令、諸物価引下げ令、人返し令、上知令などが十三〜四年にかけて続く。

これらの施策のなかに十四年六月、幕府が勘定所に全国の代官・預所役人を集めて布令した項目がある。それは「御料所改革」と呼ばれ、代官に督励して幕府領の年貢を「古来の御取箇」、つまり過去の高水準に

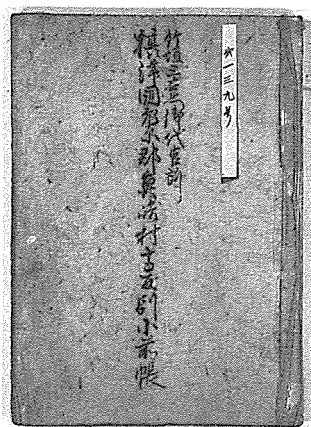


写真 110 天保14年魚崎村
「高反別小前帳」
(表紙)

引き戻すことをねらったものである。そのために指針として、「検見以前に本田畑・新田畑・荒地起返場・見取場、その外切添・切開に適切な場所、または免上・本免入れなどのふさわしい場所はことごとく見分し、わずかの手抜きもないように年貢を申し付け」ることを命じている。さらに具体的な措置として、(1)検見の厳正な実施、(2)新規開墾地への迅速な検地と高入れ、(3)破免検見の基準の順守、(4)定免の村でも今年は一村ごとに立毛見分を実施する、(5)村入用・郡中割の負担減少、(6)村絵図・小前帳・御取箇(年貢)・附仕訳帳の提出、などを指示している。年貢収納の増加を図ろうとする幕府の並々ならぬ姿勢がうかがわれるが、市域幕府領にそれを率先実行した忠実な代官がいた。大坂谷町代官竹垣三右衛門直道である。

竹垣直道の祖父直温(一七四一〜一八一四)は、先に触れたように寛政改革の折、小十人組から代官に抜擢され、一時大坂に在任、「名代官」として後世に名を残しているが、その祖父の跡を追って大坂に在任したのである。彼は天保七年代官になるが、その四年後の天保十一年から、代官職を離れる文久三年(一八六三)にいたる間、職務上の日記全四七冊を書き残している。まことに精勤というほかないが、その日記に彼の職務精勵ぶりがよく示されている。

日記でみるところ、彼は御料所改革の指示のある以前すでに新開場見分、新田検地、免上げ、免直しに精力的に取り組んでいる。当然このような年貢増徴策に対し農民は強く反発したようで、天保十二年十一月、仮免状の

交付を受けた村々が出願のため大坂へやって来るとの風聞があり、竹垣の手付が鈴木町代官築山茂左衛門の手付と協議している。それらの動きを押さえての御料所改革であった。とくにその中でも注目されるのは、村絵図・小前帳・御取箇附任訳帳の作成であり、雛型を示して提出を命じている。その一つ「高反別小前帳」が、魚崎村に残されている。

(1)

十三番
 字道ノ下
 一上田
 式畝八歩
 本免
 御検地帳五兵衛
 田主 藤兵衛

(2)

五拾番
 字浜田
 一下畑
 四畝六歩
 当卯畑田成り
 本免
 右同 善右衛門
 田主 亀兵衛

(3)

九拾八番
 字松原
 一下田
 拾四歩
 当卯本免入
 御検地帳長右衛門
 田主 仁兵衛
 享和元酉
 文化十四丑
 起返取下

一部を抜粋したが、一筆ごとの地目変更が検地帳と突き合わせて行われている。手間のかかる作業であっ

ただろう。(1)は上田が屋敷にvari、(2)は下畑から畑田に、また(3)は荒地が享和元年・文化十四年の二度にわたり再開発され、特別の年貢率で扱われていたのを、今年から本田畑と同じ水準の年貢率に引き上げるといふものである。このように一筆ごとに耕地の実情を調べたものを地目別ごとに集計したものが、「御取箇附仕訳帳」で冒頭に前年と対比した年貢総量を書くことになっている。残念ながら魚崎村ではこれが残っていないが、収納増は疑いのないところだろう。

もともとこれらの書類は十二月末までに勘定所に提出するように求められていたが、八月九州を除く幕府領村々を吟味方勘定方が改革取締りのために廻村を布告したので、その時までに差し出さなければならなくなった。

御料所改

天保十四年八月初めの吟味方勘定方廻村の名目を、竹垣代官所廻状は「諸国御料所御取締り立

革の中止

毛見分其の外」とし、摂津・河内・和泉・播磨・大和五カ国は御勘定高橋繁之丞が廻村すると

通知、あわせて先に指示した村絵図と小前帳を案文通りに書いて八月末日までに提出するように求めている(八月十四日)。十六日にはさらに詳しい指示が代官からあった。(1)定免の村は小前帳・村絵図を勘定方に提出する、(2)検見の村は内見帳と小前帳の二冊では日数がかかるので内見帳のみ提出する。また「荒地高反別起返取下、畑田成屋敷成、見取場流作場その外切添切開」の様子を合帳にして作成する、(3)見分の時は小前帳の通り、一筆ごとに建札をたてる、(4)困糶、貯穀一村限有高帳、農業以外の余業書き上げを提出する、といった内容である。

このようにして準備万端、書類を整え御勘定方の廻村を待つ手筈であったが、村々からの書類の提出は容

易に進まず、八月二十六日、九月十日と督促を繰り返している。先述した魚崎村「小前帳」の例からして、帳簿の作成に村々は随分手間取ったことがその理由として考えられる。

御勘定方高橋は九月八日大津に到着、山城の村々を手始めに摂津淀川べりの村々から武庫・菟原・八部郡へ回る予定であった。とはいえ摂河泉播和の五カ国をわずかの人数で回るのであるから、いつ西撰の村々に戻ってくるかは容易に判然としない。その後同月二十四日に昆陽村(伊丹市)に泊まり、二十五日住吉、二十六日兵庫津との情報で代官所より届くが、待てど暮らせどその姿は見えず、村々では刈取の時期を逸しかねず焦りだした。御勘定方の責務は立毛見分のため当初、代官所は廻村があるまで一切、稲を刈り取ってはならないとしていたが、廻村の時期もはつきりしないため、ついに代官所は農民の願いを容れ、(1)検見の村々は水田の一五%に限り、耕地の四〇%まで刈り取り、六〇%は残すこと、(2)定免の村々は同じく一五%に限り、七〇%を収穫し、三〇%は立毛のまま残す、(3)一筆二畝以下の小さな稲田はすべて刈り取ってよい、との指示を与えるのである(閏九月一日)。

村々にとって勘定方は、まことにもって厄介な訪問者である。そしてとどのつまり十月に入って「御料所御改革」は中止になった。竹垣代官所からの廻状は九日、用達大和屋から飛脚便にて西撰村々に届いたが、それには勘定方の廻村やそれにあわせた諸帳簿の作成・提出は「下々手数も相掛り、品に寄り難儀の節もこれあるべき哉との深き御仁恵」によると書かれていた。この改革について代官の一部には飛驒郡代豊田友道のように「内実は事を苛酷に過ごし候て、安民の御処置薄し」と批判的な見解をとる者もいたくらいだから、各方面から批判が出たものと思われる。

すでにこの時老中水野忠邦は罷免され、雁之間詰に降格されていた(閏九月十三日)。そして彼の命取りとなったとされる上知令も、閏九月七日撤回されている。「深き御仁恵」などといくら名目を飾ろうと、幕府権威の失墜は明らかであった。

3 藩財政の窮乏と藩札仕法

尼崎藩財 幕府が改革政治に着手した寛政と天保の間には享和・文化・文政といった時代があった。ほぼ**政の窮乏** 一九世紀の前半三〇年間である。この頃諸藩も幕府に劣らず財政難で、尼崎藩も文化十三年

(二八一六)「御上様累年御借財相嵩み、御勝手向御指し支え多く、御難渋」という有様であった。したがってそこに藩政改革が日程にのぼることになるが、とくに財政難を補うものとして藩札が各藩で発行された。以下その様相を、尼崎藩・明石藩の順でみてみよう。

尼崎藩は前述のように明和六年(一七六九)、西撰三郡三四カ村(村高にして一万四〇〇〇石)を幕府に収公され、その代知として播磨多可・実粟・赤穂三郡に七一カ村(村高にして一万九〇〇〇石余)を得た。一見したところ五〇〇〇石の増収であるが、実際には経済力豊かな土地を失った影響の方が大きかった。とくに尼崎と並んで西宮・兵庫津は貨幣経済の中心であり、豊富な資金力を有していた。たとえば同藩では貞享元年(一六八四)より領内限りに通用する紙幣、すなわち藩札を発行していたが、その時の金主は西宮・尼崎の町人であった。その後宝永四(享保十四年(一七〇七~二九)の停止期間を経て、十五年再発行するがその時も金

主は西宮で、その後は尼崎・西宮・兵庫津に銀札引替所を置いている。それによって藩札（当初一匁と一〇〇匁、ついで一〇匁、五匁札を發行）の流通は軌道に乗り、農村部にも札元をみるようになる。このように同藩の貨幣経済政策は尼崎・西宮・兵庫津という三つの脚によって支えられていたのであるが、いまそのうち二町が失われたわけである。いうならば鼎の脚の二本をものがれ、一本脚で立つ羽目に陥った格好である。

尼崎藩の改革は、まずこの打撃から立ち直ることから始めなければならなかった。

藩札の流通

収公ののも同藩は各札元の銀札の發行、回収の現状を調査し、ついで安永六年（一七七七）以と通用停止

降札元を泉屋・樋口屋という二人の掛屋に限定した。のち文政元年（一八一八）に新設された銀札引替役所（尼崎宮町）で銀札が發行され、先の掛屋二人のものと合わせて三種類が幕末まで通用することとなる。ところが文政年間以降の藩財政の悪化とともに、同藩の銀札制度は大きく動揺しはじめた。

藩銀札が兌換紙幣として通用するためには、いつでも引替所にもっていけば正貨と引き替えることができるといふ信用がなければならぬが、財政の深刻な窮乏は、そのような信用力を失わせることとなった。

藩が一五カ年賦の借入銀を文化十三年、文政二年と間をおかず郷中村々へ申し出るに及んでは、領民といえども同藩銀札に不安を覚えるのは致し方ないところである。文政十二年に課した御用銀の年賦返済が天保三年（一八三二）には遅延するようになったことと、その返済を銀札ばかりでしたいと藩が申し付けたことなどが重なって、天保四年末には一挙に尼崎藩銀札に対する不信が表面化し、銀札を正銀に引き替えようとする群衆が競って引替所に押しかけ、ついに藩はいったん引替えの停止を命じた。

当初停止は天保五年一月いっばいとし、二月一日より再開予定であったが、正銀への引替えの見通しは立



写真 111 明石藩札(左)・尼崎藩札(右)

たず、大坂天満の大根屋小右衛門に資金融通を頼むが断われ、八年後の天保十三年になっても「銀札年久しくそのままに相成り」といわれる状態であった。

尼崎藩発行の銀札は本来領内限りに通用するものであったが、同藩領に隣接する他領村々にも及んだ。すでに寛政十二年(一八〇〇)大坂町奉行所与力の詰める兵庫勤番所では、当時尼崎藩銀札の請所となって正銀との引替え業務を行っていた兵庫津内の正直屋吉助をよんで糾している。正直屋はそれに答えて「商取引先から頼まれてやむを得ず引き替えているが、本人も迷惑している」と述べている。

その後天保四年末の取りつけ騒ぎがあった時にも、谷町代官所の支配の村々に同藩銀札が通用していたため問題となった。谷町代官所管下の武庫・菟原・八部三郡村々では天保七年五月「三郡は尼崎藩と幕府領の入り組みのため、先年より尼崎藩の引替銀札が通用していたが、四年十二月の不通用以来、いくら引替役所へ正銀の引替えを求めてもらちがあかない。多分の銀札が引き替えられなければ、手元に差し支え、年貢上納にも響くので引き替えるよう取り計らってほしい」と出願している。

当時の調査によると不通用になった天保四年十二月以降、八部郡村々の銀札は表113のような銀額にのぼり、けっこう

表 113 八部郡幕府
領村々の尼
崎藩銀札
(単位: 匁)

村名	銀額
茶屋	3,910.0
二ツ戸	2,242.0
神走	665.0
東須磨	544.0
駒ケ林	120.0
中尻	66.5
西北池野	66.0
北荒田	61.0
東板宿	47.0
花熊	42.5
奥野	41.0
石平	40.5
夢野	34.0
白川	18.0
	15.0
	10.0
合計	7,922.5

資料: 『神戸市史』資料2

な額である。

ところがこの出願に対し代

官所の回答は、いたってそっ

けなく「本来銀札通用は、そ

の領主地頭の支配領分限りの

ことであり、他領知支配には通用のないはずだ。それを心得違ひしてわずかばかりの利徳のために銀札にて銀札を買い取り、諸商売に使用するため自然と、幕府領村々へも銀札が徘徊するようになったのは全くけしからぬ。今後当支配村々では決してこの銀札も取引してはならない」として嚴重に申し渡されている。銀札は物の取引に応じて通用するのであるから、いくら支配違ひだといってもそれを阻止することは無理である。何とも無茶な指令を代官も出すものである。

明石藩札の流通

尼崎藩銀札の焦げつきがあった天保四年に先立って、文政十二年明石藩札が不通用になるといふ事態があった。同藩では寛延四年三月より五〇匁・一匁・五分・三分・二分の五種の銀札を発行し、二匁以上は一切正貨を使つてはならないと布告した。通用は領内限りであったが、他国他郷の者との取引に際しても、相手に明石藩銀札を求めさせ、それで決済することを命じている。

それによって同藩銀札は隣接する摂津の八部・菟原郡村々にも流通していたのであるが、文政十二年九月突然通用禁止となった。困った村々では京都代官小堀役所へ引き替えるよう明石藩への掛け合いを求める一方、自ら惣代六人をたてて明石へ出願に出向いている。願書によれば、村々は明石領と地統きのため米をは

第一節 幕政と藩政の改革

表 114 明石藩領外村々
の同藩銀札
(単位: 匁)

郡名	村名	銀額
八 部 郡	東小部	1,900.0
	上谷上	2,600.0
	原野	2,200.0
	下谷上	2,200.0
	東中	1,700.0
	坂下	1,200.0
	小河	772.7
	西北	241.8
	花野	215.5
	奥平	867.0
	石井	549.7
	烏原	900.0
	夢野	1,000.0
	荒田	800.0
	白川	100.0
菟 原 郡	御影	4,700.0
	大石	1,894.0
	東明	1,997.1
	篠原	410.0
	畑原	210.0
	鍛冶屋	664.0
合計	29,142.5	

資料: 『神戸市文献史料』1

はじめ諸産物の継立・売買をお互いにしなくては成り立たない村々であるため専ら銀札が通用し、代官所への年貢銀上納のおりには、城下引替所はじめ村内でも正銀に引き替えて納めていた。ところがそれが停止されては上納銀に支障を来すので、同年分銀納額のうち二九貫一四二匁五分を引き替えてほしいと訴えている。その内訳は表114のとおりである。

事態を重視した小堀役所は手代を通じて「御用状」を発行したので、惣代たちは十月二十三日大蔵谷村庄屋を介して城内役人へ引き渡している。返事は小堀役所に直接するので、惣代たちは帰るようにと指示されているが、彼らの願いがかなったのかどうかは不明である。『明石市史』(上)によれば、同藩では天保三年にも、將軍家斉の第二五男周丸(のち齊宣)を藩主斉韶の養子に迎えることとなり、多額の準備金が必要となったため、銀会所での引替事務を急に停止し、一騒動を起こしている。藩財政の窮乏は、いずこも藩札の引替停止を構造的に抱え込んでいたのである。

発行状況

種類	名宛人
預り手形	西津半兵衛門
〃	阡陌久右衛門
為替手形	米屋三次郎
人足牛馬駄賃札	
〃	
塩交易手形	
預り手形	山口屋宇兵衛
〃	草下部善七郎
〃	麴屋吉三郎
〃	金仙寺屋長次郎
〃	三木屋幸助
〃	草下部村
預り手形	武田儀兵衛
〃	大西浅右衛門
〃	福浪与左衛門
〃	泉屋卯之松
〃	細井重右衛門
預り手形	有馬屋得藏
〃	(兵庫)
〃	武田儀兵衛
〃	田中重郎兵衛
〃	大西浅右衛門
〃	〃
〃	田中重郎兵衛
預り手形	鉄屋五郎兵衛
〃	馬場七郎兵衛
米融通手形	
〃	
〃	
〃	
諸品買入手形	
預り手形	

屏風村は三田藩領で撰播の国境に位置し、物資流通の要所であった。私札発行人の中尾吉兵衛は、酒造業を営んでおり、その札は、酒造米の購入先である西津半兵衛・阡陌久右衛門あてに出した預り手形になっている。また、これらの二種の手形の発行された嘉永七年（一八五四）三月に三田藩札の通用が停止されている。

幕末における商品経済の進展は貨幣の流通量を拡大させたが、各藩では金銀銅の正貨発行権をもたなかったため、いきおい貨幣の不足を領内限り通用の藩札で補っていた。市域では、尼崎藩・三田藩・明石藩などで藩札が発行されていたが、度重なる引替停止などによって幕末期になると藩札の通用力も弱くなった。また兵庫・道場川原の駅所や有馬郡の諸地域では、預り手形や駄賃札などと呼ばれる私札が広範囲にわたって流通するようになる。この私札は、多くの場合両替商や米問屋・酒造業者などによって発行されたものが多く、その流通の基礎には発行人である商人の信用力があつた。有馬郡のうち市域で発行された私札を一覧にしたのが表115である。

第一節 幕政と藩政の改革

表 115 有馬郡における私札の

発行地	発行年	種類	発行人
屏風村	嘉永7年5月	銭100文	中尾吉兵衛
	〃	銭100文	〃
	〃	銭100文	西 四郎兵衛
道場川原村	慶応2年11月	銀10匁	道場川原駅
	慶応4年	銭500文	〃
日下部村	安政元年	銭1匁・5分・3分・1分	草加部会所
上小名田村	文久3年	銀5匁・1匁 銭500文・100文	根谷 龜太郎
	〃	銀1匁 銭100文	〃
	〃 12月	銀1匁	〃
	〃 12月	銀1匁	〃
	〃 12月	銀1匁 銭1貫文・500文・200文 銀1匁 銭1貫文・500文	〃 〃
田尾寺村	嘉永7年6月	銀1匁・5分	田中重郎兵衛
	〃	銀1匁	〃
	〃	銀1匁・5分	〃
	〃	銀1匁	〃
	元治元年8月	酒価5分・1分	田中 出店
結場村	天保2年	銀1匁	武田儀右衛門
	嘉永7年6月	銀1匁	福浪与左衛門
	〃	銀1匁・5分	〃
	〃	銀1匁	〃
	〃	銀1匁 銀1匁	武田儀兵衛 大西浅右衛門
宅原村	文久元年2月	銀1匁	馬場与八
	〃	銀5分・3分・2分	嶋屋 五兵衛
	文久2年	銀20匁・10匁・5匁・1匁・5分	御室御用所 (嶋屋五兵衛)
	〃	銀20匁・10匁・5匁・2匁・1匁	御室御用所 (馬場五兵衛)
	〃	銀5匁・1匁・5分	御室御用所 (宅原引替会所)
文久3年	銀10匁・5匁・1匁	御室御用所 (上松源十郎)	
吉尾村	安政6年	銀10匁・5匁・1匁 銭1貫文	嵯峨御役所 (五龍貞造)
	文久3年8月	銀1匁	五龍干鯛店 (五龍具仁)

資料：高田養久『撰津国有馬郡紙幣史』



写真 112 嵯峨御所役所札

と記されている。

日下部村は田安家領で、駅所道場川原村の延長上にあり、安政元年（一八五四）に草加部会所（館谷善七）から塩交易手形の名で発行されたものには、額面銀一匁・五分・三分・一分の四種類がある。この札は匁銀札と呼ばれる種類のもので、「銀一匁」というのは銀一匁に相当する銀の量を表わしており、匁・分という銀の単位をもっているが、銭札として通用していたものである。

上小名田村も田安家領であり、発行人の梶谷亀太郎は有馬郡の田安家領一〇カ村の大庄屋であった。この札の引請保証は郷中となっており、名あて人の山口屋宇兵衛・三木屋幸助の札牛を使い、貢租米を大坂に廻米していたと思われる。

田尾寺村は、岡部落（埼玉県大里郡岡部町）の飛び地領で、発行人の田中重郎兵衛は同藩領の有馬郡六カ村の大庄屋で酒造業も営んでいた。嘉永七年の私札は、藩に上納する調達講銀一五〇貫目を集めるため、隣接する旗本領の大庄屋・庄屋などを名宛人として発行したものである。

ので、その代わりに発行されたともみられる。
次の道場川原村は、飯野藩（千葉県富津市）の飛び地領で、生瀬（大坂・西宮方面）・藍（丹波方面）・竹原（播磨方面）へと継ぐ駅所であった。この駅所が金融のために人足牛馬駄賃切手として発行したもので、慶応二年（一八六六）十一月のものは、表の銀一〇匁のところに改めのしるしがあり、裏に銭五〇〇文

結場村は旗本安部主税の知行地で、発行人の竹田儀右衛門は文政十年に麻田藩（大阪府豊中市）札役所の引請人となった豪農であった。また福浪与左衛門は同村の庄屋を勤め米仲買や山口紙の卸問屋もしていた。

宅原村には、御室御用所宅原引替会所が置かれ、同村の庄屋を勤めた馬場家やその分家島屋などが引請人となって、文久二年（一八六二）に米融通手形が発行された。

また吉尾村でも、五龍貞造が嵯峨御役所大坂引替御用所の引請人となり、安政六年に諸品買入手形を発行し、五龍千鱗店（五龍具仁）からは文久三年に銀一匁札が出されている。